

長崎市サッカー協会第4種委員会確認事項

令和6年4月1日

1 大会参加資格について

- (1) 申し込み締め切りまでに所定の手続きを行うこと。
締め切りに間に合わなかった場合は大会へ参加できない。
- (2) 代表者会議は決定事項があるので、必ず監督またはチームで決定権を持つ責任者が出席すること。
欠席した場合は大会へ参加できない。
急病や事故などやむを得ない場合は除く。(ただし、要証明書)
- (3) リーグ戦に参加するチームは、その年度に行われるリーグ講習会へ、監督もしくはチームで決定権を持つ責任者が必ず参加すること。

2 選手証のチェックについて

※web登録後、登録料を収めた者を資格有効とし、電子選手証もしくはその印刷物を選手証とする。

- (1) 大会開催日ごとに行う。
- (2) 出場選手は、当該チームの最初の試合の開始予定時刻15分前までに大会本部にてチェックを受けること。
ただし、第1試合前のチェックは第1、2試合のチームのみとし、第3試合以降のチームは第1試合以降に受けること。
- (3) 上記②の時刻までに本部にてチェックを受けることができなかった選手はその試合に出場できない。(次戦の試合開始15分前までに本部にてチェックを受ければ、次戦の出場はできる)
- (4) チーム全体として、上記②の時刻までに本部にてチェックを受けることができなかった場合は「没収試合」とし、当該試合の相手チームに「3-0」での勝利を与えるものとする。(リーグ戦においては、次戦の試合開始予定時刻15分前までに本部にてチェックを受ければ、次戦の試合に出場できる)
- (5) 両チームが上記②の時刻までに本部にてチェックを受けることができなかった場合、リーグ戦においては両チームとも不戦敗となり、失点3を与える。
また、トーナメント戦においては両チームとも次回戦に進出できず、次回戦対象チームに3-0での勝利を与える。

3 シード

- (1) 各大会におけるシードはレギュレーションを同じくする前大会の**第8まで**とする。
その他は各大会要項の通り。
- (2) シード権と県大会への代表とは同一とならない場合もある。

4 ユニフォーム

- (1) 「(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程」に準ずるものとする。
- (2) ユニフォームは、色の異なる2着を参加申し込み時(出場選手登録書)に登録し、試合に際しては登録したものを着用すること。
- (3) 参加申し込み時(出場選手登録書)に各選手に登録された番号の変更はできない。
ただし、リーグ戦においては変更を認める場合がある。
その場合は大会要項に沿うものとする。

- (4) ペナルティー方式時にゴールキーパーをフィールドの競技者に努めさせるなど戦術的な理由で交代させる場合の背番号は、その競技者の番号を義務付ける。
ゴールキーパーの負傷により交代する場合、フィールドプレイヤーは他の競技者や審判員と区別された色の服装とする。

5 ゴール・ピッチのサイズ

8人用

ピッチサイズは縦 68m×横 50m

ゴールは少年用ゴール (2.15m×5m)

ゴールエリア (ゴールポスト内側から 4 m)

ペナルティエリア (ゴールポスト内側から 12 m)

ペナルティマーク (ゴール中央から 8m)

ペナルティアーク (ペナルティマークから 7m)

センターサークル・フリーキックの壁 7m

交代ゾーンはセンターラインを挟んで 6m

※ピッチサイズは会場によって多少変わる場合もある。

6 試合を棄権する場合

- (1) 速やかに棄権の理由を大会本部 (会場責任者または審判責任者) へ申告すること。
- (2) 当該試合は 3 - 0 で対戦相手の勝ちとする。
- (3) リーグ戦で両チームが棄権した場合は「上記 2 - ⑤」を適用する。

7 試合会場において

- (1) 小学校等 (駐車台数制限がある場合) に駐車する場合には、必ずチーム名をフロントガラス付近の見えやすい所に提示する。
- (2) 駐車台数は厳守する。
会場周辺の道路、公共施設、商業施設、近隣の会社等への駐車を厳禁とする。
悪質と判断された場合、該当チームの試合を没収する場合がある。
- (3) 駐車台数制限のない会場においても、椅子などで駐車スペースを確保することを禁止する。その場合、椅子等は撤去する。
- (4) 所定の場所以外での喫煙は禁止する。
- (5) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (6) 設営は参加全チームで行うが、撤去は最終 2 試合の 4 チームが担当する。撤去後は、会場からすみやかに出るように努める。

8 SNS に関する事項について

- (1) SNS 等を発信する場合は個人情報の流出がないよう十分に留意すること。
また、写真等を掲載する場合は本人および保護者の了解を得ること。